

当健康保険組合の令和5年度事業計画と予算が、2月15日に開催された組合会において可決・承認されました。みなさんと事業主（会社）から納めていただく保険料、および当健保の保健事業の説明を交えながら、予算の概要についてお知らせいたします。

令和5年度は保険料率を8.2%に据え置き

当健保では、令和3年度・4年度に0.2%ずつ保険料率の引上げを実施しましたが、令和5年度におきましては、8.2%に据え置くことといたしました。介護保険料率も据え置きとなります。

●令和5年度の保険料率

	健康保険料率	介護保険料率（40歳以上）
事業主	4.1%	0.9%
被保険者	4.1%	0.9%
合計	8.2%	1.8%

（例）毎月の給与から天引きされる保険料は、標準報酬月額38万円の方の場合、15,580円（40歳未満）・19,000円（40歳以上）となります。

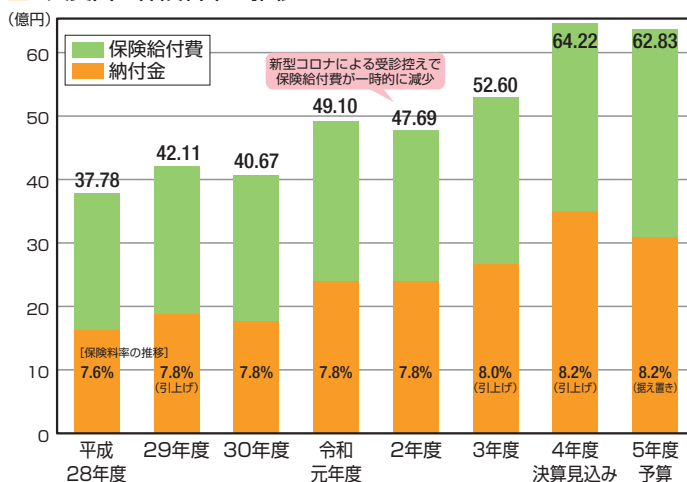
収支均衡に必要な実質保険料率は10%

健保組合は、みなさんと事業主に納めていただく保険料を財源に運営されており、本来は単年度の保険料収入でその年度の支出を賄うことが原則となります。しかし近年の高齢者人口の増加や医療費の高騰によって健保組合の負担は急激に上昇しており、単年度で収支均衡を図ることが難しい状況が続いています。特に、総支出の3～5割程度を占める高齢者医療制度への納付金は、年度によって変動が大きく予測が難しいため、安定的な財政運営に支障を来す要因となっています。

当健保におきましては、令和3年度・4年度に保険料率を引上げ、財政改善を図り、令和5年度は保険料率8.2%を据え置きましたが、予算では収支均衡に必要な実質保険料率は10%に上り、大幅な経常赤字が見込まれています。

今年度は収入の不足分について、内部留保である別途積立金を取り崩して予算を編成しておりますが、別途積立金も減少しており、実質的には大変厳しい状況にあります。

■2大支出と保険料率の推移

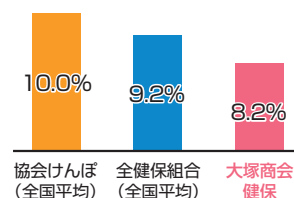


▶当健保の財政状況

当健保の保険料率8.2%は、全国の健保平均や、健保組合が設立されていない中小企業が加入する全国健康保険協会の保険料率と比較すると、依然かなり低い水準です。

ただし、令和5年度は約14億円超の経常赤字が見込まれることに加え、今後も保険給付費や納付金の増加が続く見通しのため、令和6年度以降は保険料率の引上げが必須となっています。

■健康保険料率の比較



▶令和5年度予算の概要はP4をご覧ください

令和5年度 保健事業のお知らせ



皆さまの健康の保持・増進にお役立ていただくため、
当健保では年間を通してさまざまな保健事業を実施しています。
ぜひ、日々の健康管理やリフレッシュにご活用ください。



◆ 健診事業

	対象者	内容
定期健康診断	35歳未満の被保険者	全額補助
人間ドック	35歳以上の被保険者・被扶養者	全額補助＋オプション検査（1万円を上限に補助）
主婦健診	35歳以上の被扶養者限定	全額補助（人間ドックと比べ検査項目を絞って実施。自治体公会堂等、ご自宅に近い会場での健診中心。オプション検査の実施なし）
子宮頸がん検診	18・20・22・24・26・28・30・32・34歳の女性被保険者	7,200円を上限に実費補助
大腸内視鏡検査	50・55・60歳の被保険者・被扶養者	50,000円を上限に実費補助
歯科健診	被保険者	定期健康診断時、個別実施等（全額補助）



◆ 健康管理事業

	対象者	内容
特定保健指導	40～74歳の被保険者・被扶養者	特定健診の結果、生活習慣病のリスクが高いと判定された方に保健師等による生活習慣改善サポートを実施
栄養指導	被保険者・被扶養者	健診の結果、栄養・食事を中心とした改善が必要とされた方に、管理栄養士による栄養相談を実施
禁煙外来補助金制度	20歳以上の被保険者	禁煙外来のプログラムを終了し、6カ月間の禁煙達成した方に10,000円を上限に実費補助
禁煙チャレンジ	20歳以上の被保険者	6カ月間の禁煙達成した方に記念品を贈呈
インフルエンザ予防接種補助	被保険者・被扶養者	3,500円を上限に実費補助
健康イベント	被保険者・被扶養者（対象者へ個別に案内）	各種セミナーや測定などの健康づくりイベントを開催
みがけみがけキャンペーン	被保険者	昼の歯磨きを実施・記録した方にインセンティブを付与
高齢者保健指導	62～74歳の被扶養者	健康状況の聴取や保健師による健康相談等を実施
ファミリー健康相談	被保険者・被扶養者	24時間・年中無休の有資格者による健康相談 フリーダイヤル 0120-911-067
メンタルヘルスカウンセリング	被保険者・被扶養者	臨床心理士が電話・面談によるカウンセリングを実施 フリーダイヤル 0120-911-067
ベストドクターズ®・サービス	被保険者・被扶養者	特定の疾病と診断されたとき、専門医を案内 フリーダイヤル 0120-911-067



◆ 体力づくり

	対象者	内容
あるけあるけ運動	被保険者・被扶養者（18歳以上）	目標歩数を達成・記録した方にインセンティブを付与
スポーツクラブネサンス	被保険者・被扶養者（15歳以上）	法人会員価格での利用可能
体育奨励補助	被保険者	会社主催の体育イベントや対象のスポーツ大会に参加した方に1,000円を上限に補助（年度内3回まで）
大宮運動場	被保険者・被扶養者	野球・サッカー・フットサルコートを所定の料金にて利用可能



◆ 保健事業の見直しについて ◆

- ①令和5年3月31日をもって、㈱セントラルスポーツ様との法人契約は終了いたします。
②令和5年3月31日をもって、組合員向け価格・常備薬斡旋販売サイトを終了いたします。

◆ 保養施設

▶詳細は当健保HPをご覧ください <https://www.otsuka-kenpo.or.jp/member/resort/>

当健保の契約保養所の利用に対し、年度内1名6泊を上限に補助金を支給します（要事前申請）。 ※世帯宿泊補助上限泊数あり

契約施設

- ▶JTB・近畿日本ツーリスト【全国の提携ホテル・旅館、国内外のツアー旅行】
- ▶休暇村協会【全国35カ所】
- ▶松原湖高原宿泊施設（長野県小海町）【貸別荘6棟、コテージ10棟】
- ▶塩沢江戸川荘（新潟県越後湯沢）
- ▶山中湖『WAKAFUJI』（山梨県南都留郡）
- ▶癒しの森の宿（長野県信濃町）【ペンション4施設】
- ▶センボスの宿【宮城県・神奈川県2カ所・静岡県】



▶ ㈱大塚商会ホテルグループ（4カ所）は、事業所イントラネット等でご確認ください

4月から、 出産育児一時金が 上げられます

～R5.3

1児につき

42万円

R5.4～

1児につき

50万円

※被保険者と被扶養者、いずれの出産の場合も支給されます。



正常な出産は病気でないため、健康保険が使えません。代わりに健康保険制度では、出産育児一時金を支給しています。令和5年度から、政府の少子化対策強化の一環として出産育児一時金が42万円から50万円に上げられます。出産育児一時金は平成6年にそれまでの「分娩費・一時手当金」の廃止に伴い創設され、出産費用の増加に伴いたびたび上げられてきましたが、8万円の上げは過去最高幅になります。

※なお、当健保独自の給付(付加給付)により、さらに3万6千円を支給しております(こちらは従前からの制度です)。



対象になる 出産とは？

A 妊娠4か月以上（85日以上）の出産をい、早産、死産、流産なども含まれます。なお、帝王切開分娩など、医師による治療行為が発生する場合は健康保険が適用されます。

受け取り 方法は？

A 医療機関と代理契約合意文書を交わす「直接支払制度」の利用が一般的です。健保組合が医療機関に出産育児一時金を直接支払いますので、申請の必要はありません。

出産費用は いくら？

A 正常な出産は健康保険が適用されないため、医療機関によって異なるのが実情です。厚生労働省では、令和6年4月を目途に医療機関ごとの出産費用を公表する仕組みをつくる予定です。

出産育児一時金50万円のうち、1.2万円は産科医療補償制度（出産に関連して重度脳性麻痺となった場合に補償金を支給する制度）の掛金です。このため、直接支払制度で出産費用が48.8万円を下回った場合は差額を受け取れます。この場合、当健保から被保険者の方に申請書を送っています。

女性被保険者が出産のために仕事を休み、給料等をもらえなかったときは「出産手当金」が支給されます。出産予定日以前42日（双子以上の場合は98日）と出産の翌日以降56日の間、休業1日につき、標準報酬日額の2/3相当額が支給されます。

産前産後休業期間中と育児休業期間中は、保険料が免除されます。なお、免除期間中も健康保険は使えます。

令和5年1月から、妊娠・出生の届出を行った女性に自治体が計10万円分のクーポンなどを支給する「出産・子育て応援ギフト」がスタートしています。自治体によって名称、内容などが異なりますので、詳細はお住まいの自治体へご確認ください。

令和5年度予算の概要

● 一般勘定

● 収入

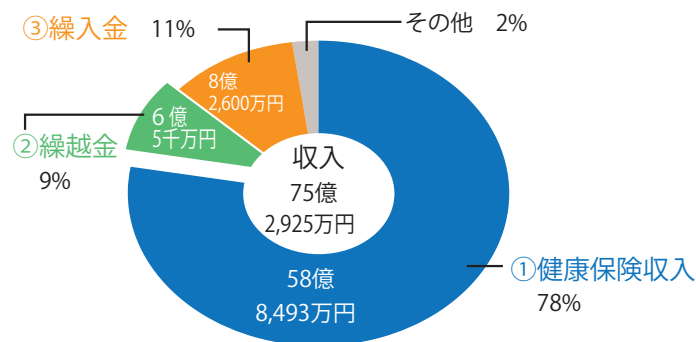
科 目	(単位：千円)	(単位：円)
①健康保険収入	5,884,932	589,732
調整保険料収入	96,561	9,676
②繰越金	650,000	65,137
③繰入金	826,000	82,774
国庫補助金収入	3,605	361
特定健康診査等事業収入	23,764	2,381
財政調整事業交付金	25,001	2,505
雑収入	19,389	1,943
収入合計	7,529,252	754,510
経常収入合計	5,955,280	596,781
経常収支	▲1,410,975	▲141,395

予算基礎数値

被保険者数 9,979人 平均標準報酬月額 431,510円 健康保険料率 8.2%

● 支出

科 目	(単位：千円)	(単位：円)
事務費	194,394	19,480
④保険給付費	3,233,657	324,046
⑤納付金	3,049,509	305,593
⑥保健事業費	871,180	87,301
還付金	2,300	230
宮繕費	2,100	210
財政調整事業拠出金	96,561	9,676
連合会費	2,515	252
積立金	10,000	1,002
雑支出	3,101	311
予備費	63,935	6,407
支出合計	7,529,252	754,510
経常支出合計	7,366,255	738,176



①健康保険収入

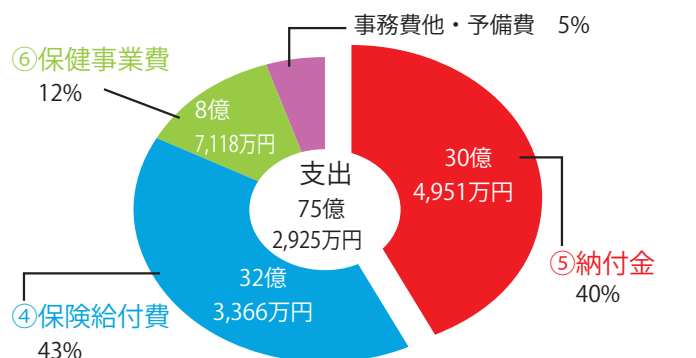
組合員と会社から納めていただく保険料で支出をまかなうのが本来です。

②繰越金

昨年度の決算残金からの繰り越しです。

③繰入金

別途積立金等からの繰り入れです。



④保険給付費

病気やけがをしたときの医療費・手当金として使われます。

⑤納付金

高齢者医療制度への拠出金となります。多くの健保組合が赤字となっている要因です。

⑥保健事業費

健診・保健指導、各種補助制度、保養所利用補助金等、健康づくりに使われます。

● 介護勘定

● 介護保険料率は1.8%に据え置き

介護保険は健保組合が国に代わって保険料を徴収し、介護納付金として各健保に割り当てられた額を国へ納付することになっています。

今年度は保険料率を据え置きましたが、令和2年度から介護納付金の算出方法が全面総報酬割となり、健保組合の負担は年々重くなっています。今後も介護納付金が増加していくことは確実視されていますので、状況に応じて保険料率を見直していく方針です。

● 収入

科 目	(単位：千円)	(単位：円)
介護保険収入	893,453	148,168
雑収入	3	—
収入合計	893,456	148,168

● 支出

科 目	(単位：千円)	(単位：円)
介護納付金	857,556	142,215
介護保険料還付金	600	100
積立金	30,000	4,975
予備費	5,300	879
支出合計	893,456	148,168